平成31年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第4号

平成31年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。 平成31年2月4日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 遠 藤 彰 良

- (1) 期日 平成31年2月12日
- (2) 場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階研修室
- 2 平成31年2月12日(火)午後1時30分開会
- 3 出席議員は、次のとおりである。

1番	須	見	矩	明	2番	梶	原	_	哉
3番	泉		理	彦	4番	武	田		清
5番	橋	本	幸	子	7番	藤	井	正	助
8番	JII	西		仁	9番	<u> </u>	JII	_	広
11番	花	本		靖	12番	岩	城	福	治
13番	梶	野	利	男	14番	西	崎	哲	夫
15番	坂	口	博	文	16番	影	治	信	良
17番	福	井	雅	彦	18番	三	浦	茂	貴
19番	佐	藤	道	昭	20番	伊	勢	政	
21番	永	濵	茂	樹	22番	玉	井	孝	治
23番	鈴	木	幸	三	24番	森	長	秀	行
25番	松	浦	敬	治					

4 欠席議員は、次のとおりである。

6番 川真田 哲哉

10番 野 上 武 典

5 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長 遠藤彰良副広域連合長 後藤正和 副広域連合長 岩 浅 嘉 仁 監査委員 江 口 博 西 名 武 事務局長 総務課長 髙 島 浩 規 事業課主査兼係長 矢 野 友 子 仲 事業課長 英樹 事業課主査兼係長 森 北 晃 示 事業課係長 坂 東 拓 也

6 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐 工 藤 聖 隆 総務課係長 濱 口 憲 子

総務課主事 下藤克真

7 議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 新たに選出された議員の議席の指定について

第4 承認第1号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

の一部を改正する条例の専決処分の承認について

議案第1号 平成31年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に

ついて

議案第2号 平成31年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療

特別会計予算について

議案第3号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例について

議案第4号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関

する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

の一部を改正する条例について

第5 選挙 徳島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補

充員の選挙について

8 会議に付した事件

日程第1会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3新たに選出された議員の議席の指定について

日程第4 承認第1号から議案第5号まで

日程第5選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長(須見矩明君)

ただいまから、平成31年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

広域連合長から、招集の挨拶があります。

○議長(須見矩明君)

連合長

○広域連合長(遠藤彰良君)

平成31年2月定例会の開会に当たりまして,一言御挨拶を申し上げます。

本日,徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ,議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回は、平成最後の定例会でございます。元号は変わりましても高齢化の進展に伴う被保険者数の増加や医療費増大の傾向に変わりはございません。

次年度におきましては、世代間の負担の公平を図る観点等から、低所得者に対する介護 保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給開始にあわせて保険料均等割の軽減措 置の見直しが実施されます。

広域連合におきましても、被保険者の方々が安心して医療サービスを受けられるよう、 各市町村の関係部局と連携に努め、事前の周知広報等にしっかりと取り組み、被保険者の 方々に混乱を招くことのないよう、努めてまいりたいと考えております。

つきましては,議員の皆様方には,今後におきましても引き続き御協力を賜りますよう, お願い申し上げます。

なお、今定例会には、専決処分の承認議案をはじめとして、平成31年度一般会計予算など、予算議案2件、条例議案3件を提出しておりますので、御審議を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○議長(須見矩明君)

これより、本日の会議を開きます。日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、議員の辞職について御報告申し上げます。鳴門市選出の秋岡芳郎議員、阿南市選出の住友進一議員、神山町選出の細井成富議員及びつるぎ町選出の小坂重夫議員におかれましては、これまで徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員として御尽力をいただきましたが、閉会中に選挙母体であります各市町におかれまして、辞職又は任期満了等により離職されております。ここに、改めまして、辞職及び離職されました議員の皆様方の御尽力に対しまして感謝を申し上げ、御報告とさせていただきます。

(15番 坂口博文君退場 13:34)

次に,このほど鳴門市議会議長,阿南市議会議長,神山町議会議長及びつるぎ町議会議 長から,広域連合議会議員選出の通知があり,これを受理しております。 次に、監査委員から、昨年8月から本年1月までに実施した例月出納検査及び定期監査の結果について、議長宛てに、報告書が提出されております。

以上御報告申し上げます。

次に、本日の議事日程につきましては、御手元に配布のとおりであります。

○議長 (須見矩明君)

なお、本日の会議に欠席の届出のありました方は、6番川真田哲哉君、10番野上武典 君、以上であります。

○議長(須見矩明君)

それでは、日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は,徳島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第76条の規定により, 8番川西仁君,21番永濵茂樹君のお二人を指名いたします。

○議長 (須見矩明君)

次に、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(須見矩明君)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

(15番 坂口博文君入場 13:35)

○議長 (須見矩明君)

次に、日程第3新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、この度、本広域連合議会議員に選出されました方は、鳴門市から泉理彦君、阿南市から橋本幸子君、神山町から西崎哲夫君、つるぎ町から森長秀行君、以上であります。

新たに選出されました議員の議席については、会議規則第4条の規定により、ただいま 御着席のとおり指定いたします。

○議長(須見矩明君)

次に、日程第4、承認第1号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから、議案第5号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括して議題といたします。

以上6件の提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長 (須見矩明君)

事務局長

○事務局長(西名武君)

承認第1号及び議案第1号から議案第5号までについて、順次、御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料③の条例等議案の1ページをお願いいたします。

承認第1号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、平成30年8月8日に専決処分を行ったものでございます。専決処分の概要につきましては、資料④の条例等議案概要説明書で御説明申し上げます。④の1ページをお願いいたします。改正の趣旨でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、引用する根拠規定の条項を改正するものでございます。改正の概要でございますが、第14条第1項第1号の2中令第15条第1項第4号を令第15条第1項第6号に改めるものでございます。施行期日等につきましては、公布の日から施行し、改正後の徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年8月1日から適用するものでございます。

続きまして、資料①の予算議案の3ページをお願いいたします。

議案第1号平成31年度徳島県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4、534万3、000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

4ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1分担金及び負担金、項1負担金1億4、319万8、000円、款2国庫支出金、項1国庫補助金14万円、款3財産収入、項1財産運用収入5、000円、款4繰入金、項1基金繰入金200万円、歳入合計1億4、534万3、000円となっております。

5ページをお願いいたします。歳出につきましては、款1議会費、項1議会費93万5、000円、款2総務費、項1総務管理費1億4、221万7、000円、同じく項2監査委員費18万6、000円、款3諸支出金、項1基金費5、000円、款4予備費,項1予備費200万円、歳出合計1億4、534万3、000円となっております。予算の詳細につきましては、先日の全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第2号平成31年度徳島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1、257億4、506万6、000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は20億円と定めるものであります。歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、医療給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経

費の各項の間で流用するときとするものでございます。

10ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1市町村支出金、項1市町村負担金212億9、564万6、000円、款2国庫支出金、項1国庫負担金306億9、099万4、000円、同じく項2国庫補助金124億7、515万1、000円、款3県支出金、項1県負担金105億8、080万7、000円、同じく項2県財政安定化基金支出金1億3、300万円、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金499億8、303万7、000円、款5特別高額医療費共同事業交付金、項1特別高額医療費共同事業交付金2、355万1、000円、款6財産収入、項1財産運用収入11万7、000円、款7繰入金、項1基金繰入金1、152万3、000円、款8繰越金、次の11ページをお願いします、項1繰越金3億5、000万円、款9諸収入、項1延滞金、加算金及び過料11万9、000円、同じく項2預金利子92万円、同じく項3雑入2億20万1、000円、歳入合計1、257億4、506万6、000円となっております。

12ページをお願いいたします。歳出につきましては、款1総務費、項1総務管理費3億9、898万6、000円、款2医療給付費、項1療養諸費1、191億6、807万5、000円、同じく項2高額療養諸費57億5、040万3、000円、同じく項3その他医療給付費1億6、400万円、款3県財政安定化基金拠出金、項1県財政安定化基金拠出金4、898万5、000円、款4特別高額医療費共同事業拠出金、項1特別高額医療費共同事業拠出金2、772万8、000円、款5保健事業費、項1健康保持増進事業費1億2、680万5、000円、款6基金積立金、項1基金積立金11万7、000円、款7公債費、項1公債費216万7、000円、款8諸支出金、次の13ページをお願いします、項1償還金及び還付加算金2、780万円、款9予備費、項1予備費3、00万円、歳出合計1、257億4、506万6、000円となっております。

なお,予算の詳細につきましては,先日の全員協議会で御説明させていただいたとおり でございます。

続きまして、議案第3号から議案第5号までの条例議案につきましては、資料④の条例等議案概要説明書で御説明いたします。資料④の3ページをお願いいたします。議案第3号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について、お願いするものでございます。改正の趣旨でございますが、平成30年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われたことに伴い、広域連合職員の給与について所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、期末手当の改正として、職員については、6月支給割合100分の137.5であったものを100分の130に、再任用職員については、6月支給割合100分の65、12月支給割合100分の80であったものを100分の72.5にそれぞれ改正するものでございます。次に、勤勉手当の改正として、職員については、100分の90を100分の92.5に、再任用職員については100分の42.5を100分の45にそれぞれ改正するものでございます。施行期日は、公布の日から施行するものでございます。施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。議案第4号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の 勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、お願いするものでございます。改正 の趣旨でございますが、長時間労働の是正のため、人事院の公務員人事管理に関する報告 において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める等の措置を講じるとされたことに伴い、地方公務員についても国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限等を定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。改正の概要につきましては、現行条例第7条の正規の勤務時間以外の時間における勤務について、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるとの条項を新たに加えるものでございます。施行期日は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。議案第5号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてお願いするものでございます。改正の趣旨でございますが、平成31年度の政府予算案が閣議決定されたことに基づき、保険料軽減特例の見直しの実施及び被保険者均等割保険料の軽減対象の拡充のため所要の改正を行うものでございます。改正の概要につきましては、まず(1)保険料軽減特例の見直しでございますが、ア、現行の9割軽減対象者については、平成31年度の年間の保険料の算定に当たり、被保険者均等割額を通年で8割軽減とし、平成32年度以降につきましては、本則の7割軽減に戻すものでございます。また、イ、現行の8.5割軽減対象者については、平成31年度の年間の保険料の算定に当たり、被保険者均等割額を通年で8.5割軽減とし、平成32年度は通年で7.75割軽減といたします。平成33年度以降につきましては、本則の7割軽減に戻すものでございます。

次に、(2)被保険者均等割保険料の軽減対象の拡充につきましては、5割軽減の拡大について、軽減対象となる所得基準額を27万5、000円から28万円に変更し、2割軽減の拡大について、軽減対象となる所得基準額を50万円から51万円に変更するものでございます。施行期日は平成31年4月1日から施行するものでございます。なお、経過措置といたしまして、改正後の徳島県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

議案の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(須見矩明君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

○議長(須見矩明君)

これより、質疑及び一般質問に入ります。質疑及び一般質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(須見矩明君)

質疑及び一般質問は,なしと認め,質疑及び一般質問を終結いたします。

○議長 (須見矩明君)

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(須見矩明君)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長 (須見矩明君)

これより、順次、採決をいたします。なお、採決は、起立によって行います。

○議長 (須見矩明君)

お諮りいたします。まず、承認第1号について、原案どおり承認することに賛成の方は、 御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須見矩明君)

起立多数であります。よって、承認第1号については、承認することに決定をいたしました。

○議長(須見矩明君)

次に、議案第1号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(替成者起立)

○議長(須見矩明君)

起立多数であります。よって、議案第1号については、原案どおり可決されました。

○議長(須見矩明君)

次に、議案第2号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須見矩明君)

起立多数であります。よって、議案第2号については、原案どおり可決されました。

○議長(須見矩明君)

次に、議案第3号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (須見矩明君)

起立多数であります。よって、議案第3号については、原案どおり可決されました。

○議長 (須見矩明君)

次に、議案第4号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須見矩明君)

起立多数であります。よって、議案第4号については、原案どおり可決されました。

○議長(須見矩明君)

次に、議案第5号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須見矩明君)

起立多数であります。よって、議案第5号については、原案どおり可決されました。

○議長(須見矩明君)

次に、日程第5徳島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(須見矩明君)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(須見矩明君)

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、徳島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、中畑英美子君、稲居 彰君、佐藤功君、岡本幸夫君、同補充員に、吉本卓司君、中谷俊彦君、泉壽君、延本義則 君、以上の方々を指名いたします。

○議長(須見矩明君)

お諮りいたします。ただいま、指名いたしました方々を、徳島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定め、補充員の順序は、議長による指名の順序のとおり定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(須見矩明君)

御異議なしと認めます。よって、ただいま、指名いたしました方々が、徳島県後期高齢 者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

○議長(須見矩明君)

この際,お諮りいたします。本定例会において議決されました案件について,その条項, 字句,数字その他整理を要するものについては,会議規則第40条の規定により,その整理を議長に委任願いたいと思います。これに,御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (須見矩明君)

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件について、その条項、 字句、数字その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定いたし ました。

○議長(須見矩明君)

以上をもって、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

○議長 (須見矩明君)

閉会前に広域連合長から挨拶があります。

○議長(須見矩明君)

連合長

○広域連合長(遠藤彰良君)

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の定例会におきましては、御提案いたしました議案につきまして、御審議を賜り、いずれも原案どおり可決をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。開会の挨拶でも申し上げましたように、後期高齢者医療は制度そのものは定着した感があるとはいえ、改革等により変化を続けております。当広域連合では、制度の変化が生じる場合には、その内容を十分に周知・広報し、被保険者の方々が、安心して医療サービスを受けられるよう、業務を行ってまいりたいと存じますので、引き続き議員の皆様の御指導、御協力を賜

りますようにお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。 本日はありがとうございました。

○議長(須見矩明君)

これをもって、平成31年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後1時59分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年2月12日

議長

会議録署名議員

会議録署名議員